

消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練について

平成 27 年 11 月 18 日
経 済 産 業 省
ガ ス 安 全 室

1. 検討の背景

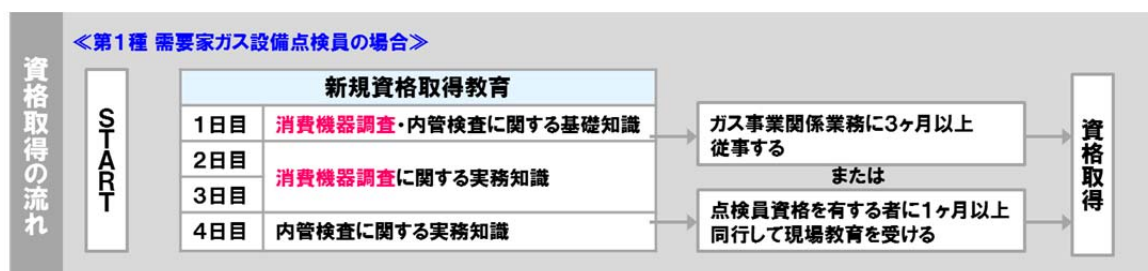
第1回の本WGにおいては、ガス小売事業者の行う消費機器の調査・周知に関する実施体制の確保に関して、法改正後にガス小売事業者は自由な料金設定のもと、競争的な市場環境に置かれることから、適正な実施体制のもとで調査・周知を行う制度的な裏付けの必要性について議論したところである。

具体的には、ガス小売事業者が作成する保安業務規程の記載事項として、①調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること、②調査・周知の遂行に関する管理体制に関すること、③調査従事者に対する保安教育・訓練を計画的に実施すること、④適正な実施方法を定め作業を行うこと、を施行規則で明確化することにし、経済産業大臣が事業開始前に届け出られた内容を確認し、必要がある場合には変更命令を発出することで、その適正性を担保すべきと整理したところ。

<参考2-1>「需要家ガス設備点検員」の概要（一般ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本ガス協会においては、消費機器調査又は内管漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「需要家ガス設備点検員」を運営している。一般ガス事業者が選任するトレーナーが、自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施している。当該資格は、①内管漏えい検査と消費機器調査をともに従事する者である「第1種」、②消費機器調査のみを行う「第2種」、③内管漏えい検査のみを行う「第3種」がある。

当該資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることが求められる。



認定の区分	従事しうる業務
第1種	消費機器調査 内管検査
第2種	消費機器調査
第3種	内管検査



（出典）一般社団法人日本ガス協会

一方で、第1回の本WGでは、現在一般ガス事業者や簡易ガス事業者が行っている調査従事者の業界資格（需要家ガス設備点検員、登録調査員）を紹介した上で、今後ガス小売事業者に対して、具体的にどのような実施体制を求め、どのような教育・訓練を求めていくことにするのか検討することとしている^(※1)。

（※1）なお、ガス小売事業者の供給を受けられず、需要家が一般ガス導管事業者による最終保障供給を受ける場合には、当該一般ガス導管事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなる。本資料の議論に関しては、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知を想定しているが、一般ガス導管事業者の行う消費機器の調査・周知に関しても同様の整理とする。

＜参考2－2＞「登録調査員」の概要（簡易ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本コミュニティーガス協会においては、消費機器調査及び灯内内管の漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「登録調査員」を運営している。当該資格を取得するには、定期的開催される講習会（認定講習・再講習）を受講し、認定講習課程を修了した上で、資格認定試験を受験し、当該試験に合格する必要がある。資格取得者に対しては「調査員証」が交付され、「調査員」として登録される。

認定講習	講義 5時間以上 (調査員講習テキストに基づく)	認定試験
再講習	資格取得後、3年ごとに再講習	

（出典）一般社団法人日本コミュニティーガス協会

2. 論点

（1）消費機器の調査・周知の実施体制

現行制度においては、ガス事業者は消費機器の調査・周知に関して実施体制や実施方法等について具体的に規定していない。

他方、実態面においては、ガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関して規定している保安規程において体制を整備しており、各事業の規模や特性に応じて、消費機器の調査・周知に関する体制を確保している。

そこで、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知に関する体制について、国として作成する「モデル保安業務規程」^(※2)において、現行の保安規程の記載事例を参考に、以下のとおり記載することとしてはどうか。

（※2）「モデル保安業務規程」は、ガス小売事業者が保安業務規程を作成する際に参考となるよう、国として作成・公表するものである。ガス小売事業者は、本モデルを参考としながらも、規模などの事業実体に即したかたちで、自らの保安業務規程を作成することとなる。

①保安統括者、保安主任者による調査・周知の実施

現在、ガス事業者はガス工作物に関し作成する保安規程の中で、ガス工作物の工事、維持

及び運用に関する保安業務を管理する組織（以下「保安管理組織」という。）を、事業所単位で定めることとしており、例えば内管保安を行う部署に関しては、保安業務の作業員の他に、組織ごとに「保安統括者」、「保安主任者」^(※3)を置くこととしている実態がある。

（※3）この他に、必要に応じて「保安管理者」、「保安企画推進員」、「保安係員」を置く場合もある。

ここで、「保安統括者」は、「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を統括する者」であり、ガス事業者は保安管理組織ごとに置くこととしている。

また、「保安主任者」は、保安統括者の指示のもと、（i）保安計画の作成、（ii）事故内容の審査、（iii）所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、（iv）保安に関する法定業務や巡視、点検、検査等に関する記録の確認、（v）委託先を含めたガス工作物の運転員、作業員、導管工事現場の監督者を指揮し保安の確保に努めること、などを行う者であり、保安管理組織のうち業務分掌する担当の直ごとに置くこととしている。

ガス小売事業者が行う消費機器の調査・周知の実施体制としても、保安業務規程に同様の保安管理組織を定めることとし、全体の業務統括を行う者として「保安統括者」を置くことで統括責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行することとしてはどうか。また、保安統括者の指示のもと業務管理を担い、委託先を含めた作業者を指揮する「保安主任者」に関しても、同様に設置をするよう定め、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知の円滑な実施に向けた体制整備を担保することとしてはどうか。

なお、ガス小売事業者の規模等の実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安統括者」が直接従事者に対する指揮等を行う場合もある。その場合には、先述の「保安主任者」が担うべき職務について、「保安統括者」が担うこととしてはどうか。

②調査・周知の実施に関する監督を行う者

現行制度においては、ガス事業者がガス工作物の工事、維持又は運用の監督のために選任するガス主任技術者に対して、消費機器に関する知見を求めており、消費機器の調査・周知を監督している実態がある。他方、今般の法改正後は、ガス小売事業者はガス工作物を維持・運用しない場合には、ガス主任技術者の選任といったガス工作物に係る保安義務は課せられない。

そこで、保安業務規程において、消費機器の調査・周知などガス小売事業者が行う保安業務に関する監督を行う者^(※4)として、例えば「保安業務監督者」を選任することを記載させることとしてはどうか。

（※4）ガス導管事業者から託送供給を受けてガスを供給しているガス小売事業者にあつては、消費機器の調査・周知以外にも、緊急時対応・大規模災害時対応に関する連携・協力を行うこととなるため、当該内容に関しても監督を行うこととなる。

現在、ガス事業者がガス工作物に関して作成する保安規程の中で、ガス主任技術者は「保安統括者」か「保安主任者」をもって充てること^(※5)としており、具体的な職務として（i）保安統括者に対する意見具申・助言、（ii）保安計画の審査、（iii）保安規程やその他の諸規程の制定・改廃に関して意見すること、（iv）事故内容の審査、（v）所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、（vi）使用前検査・定期自主検査の統括、（vii）立入検

査に原則立ち会うこと、(viii) 保安教育計画の審査、(ix) 保安規程の実施状況の把握を定めている。さらに、必要がある場合には、ガス主任技術者は保安関係の資料提出を求めることができることとしている。

(※5) この他にも、ガス主任技術者には「保安管理者」や「保安企画推進員」をもって充てる場合もある。

また、ガス主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その職務を代行する者に関して、あらかじめ指名しておくこととしている。

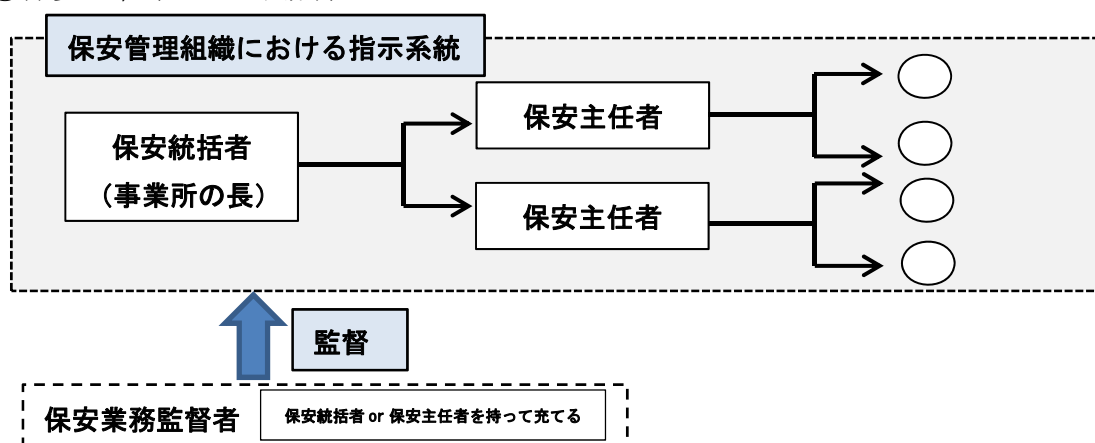
そこで、ガス小売事業者における「保安業務監督者」においても、ガス主任技術者と同様に、「保安統括者」や「保安主任者」をもって充てることとしてはどうか。

さらに、「保安業務監督者」の職務として、(i) 保安統括者に対する意見具申・助言、(ii) 保安計画の審査、(iii) 保安業務規程やその他の諸規程の制定・改廃に関して意見すること、(iv) 事故内容の審査、(v) 所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、(vi) 立入検査に原則立ち会うこと、(vii) 保安教育計画の審査、(viii) 保安業務規程の実施状況の把握を定めることとしてはどうか。そして、消費機器の調査・周知の従事者は、「保安業務監督者」の指示に従うこととし、職務遂行上必要な場合には、「保安業務監督者」は必要な資料提出を求めることができることとしてはどうか。

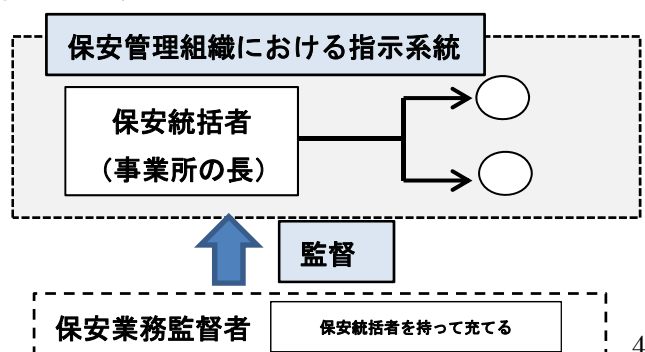
また、「保安業務監督者」が病気その他のやむを得ない事情により不在となる場合における代行者に関しても、あらかじめ指名しておくこととしてはどうか。

<参考 2—3> 保安業務規程において定める保安管理体制（基本イメージ）

① 保安主任者をおく場合



② 保安主任者をおかない場合



(2) 消費機器調査の監督者・従事者に対する教育・訓練

①「保安業務監督者」に求める教育・訓練

現在、ガス事業者は、ガス主任技術者試験に合格し、ガス主任技術者免状を有する者のうちから、ガス主任技術者を選任することとしている。ガス主任技術者試験は、現行施行規則第41条で定めたとおり、①ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）、②ガスに関する物理及び化学理論、③ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術、④ガス工作物の構造及び機能、⑤ガスの成分分析及び熱量等の測定、⑥ガス器具の構造及び機能に関する科目について出題しており、当該項目に関して十分な知識を有することが担保されている。

こうした実態を踏まえ、ガス小売事業者が保安業務規程において選任することとする「保安業務監督者」について、ガス小売事業者はその選任予定者に対して、①ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）、②ガスに関する物理及び化学理論、③消費機器の調査・周知などガス小売事業者を行う保安業務に関する技術、④ガス器具の構造及び機能に関する科目に関して、教育・訓練を行うこととしてはどうか。

②調査従事者に求める教育・訓練

現在、ガス事業者は、それ以外の従事者においても、保安規程の中で教育・訓練の実施の項目を設け、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の徹底を図るため、関係者に対して日常の業務を通じた保安に関する教育・訓練を行うとともに、毎年作成する教育計画によって教育・訓練を行うこととしている。

具体的な教育・訓練の内容としては、(i) 知識・技能の習得向上に関する事項、(ii) 従事者としての基本的心構え等保安意識の徹底強化に関する事項、(iii) 事故時及び非常災害時の措置に関する事項、(iv) 消防法令等火災予防に関する事項、(v) その他保安に関し必要な事項に関して実施することとしている。

さらに、先述のとおり、ガス事業者は消費機器の調査従事者に対して、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」といった業界資格を設定し、その基礎知識や実務知識に関して、教育・訓練を行っている現状がある。

そこで、ガス小売事業者に対しても、同様に、保安業務規程において、消費機器の調査従事者に対する教育・訓練について定めることとし、具体的な教育計画を毎年定めて実施していくこととしてはどうか。

また、ガス小売事業者の保安業務規程の中に、消費機器の調査従事者に対して、あらかじめ消費機器調査に関する基礎知識・実務知識に関して、教育・訓練を行うよう記載することとしてはどうか。なお、現在ガス事業者は、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」の資格取得・講習等を通じて、適正な実施を行う知識・技能を担保している現状がある。ガス小売事業者がしっかりと調査従事者に対して教育・訓練を行うために、こうした業界資格やそれに相当する知見を習得することが望ましいのではないかと。